

## 新潟市水道事業経営審議会条例施行規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟市水道事業経営審議会条例（平成23年条例第6号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、新潟市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公募委員)

第2条 審議会委員のうち、水道の利用者の委員については、市民の中から応募のあった者を委員（以下「公募委員」という。）とすることができる。

2 公募委員は、再任されることができない。

### (報酬)

第3条 条例第7条第2項に定める報酬の額は、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号。以下「報酬及び費用弁償に関する条例」という。）別表第1に規定する附属機関の委員の例による。

### (費用弁償)

第4条 条例第8条第2項に定める費用弁償の額は、報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に規定する上に掲げる以外の非常勤職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。